

3 対象施設

(1) 生活・都市施設

生活・都市施設とは、病院、百貨店、ホテル、飲食店等の建築物、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で次ページ(4)に掲げる表の、生活・都市施設の欄に掲げる施設をいいます。

生活・都市施設については、新築、新設、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更をしようとする場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備の整備に関する整備基準を守らなければなりません。

(2) 特定生活・都市施設

特定生活・都市施設とは、生活・都市施設のうち次ページ(4)に掲げる表の、特定生活・都市施設の欄に掲げる一定の種類及び規模のものをいいます。特定生活・都市施設の新築、新設、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更をしようとする場合は事前に届出書を提出し、工事が完了した場合は、工事完了の届出をしなければなりません。

また、市長は、必要があると認めるときは、特定生活・都市施設の設置者に対し、必要な報告を求め、あるいは、既存の特定生活・都市施設に対し必要な指導・助言を行うことがあります。

特定生活・都市施設の規模等は、次の要件により定められています。

- ①高齢者、障害者等の利用に特に配慮を要する施設 → すべてのもの
- ②公共性が高い施設 → すべてのもの
- ③着工規模によるもの → 300m^2 、 500m^2 、 $1,000\text{m}^2$ を超えるもの

(3) 用途面積

用途面積とは、バックヤードの部分も含む当該用途に供する部分の床面積の合計をいい、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の場合にあっては、当該増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更にかかる部分の面積をいいます。

(4) 対象施設

区分	生活・都市施設	特定生活・都市施設
建築物	集会場、公会堂、公民館	すべてのもの
	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、老人保健施設等	
	博物館、美術館、図書館	
	鉄道等の駅、空港等	
	公衆トイレ	
	官公庁舎、ガス事業者、電気事業者、電気通信事業者の店舗	
	学校	
	地下街	
	病院又は診療所	患者の収容施設を有するもの
	飲食店	用途面積が300m ² を超えるもの
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、銀行等のサービス業の店舗	
	百貨店、マーケット、物販店	用途面積が500m ² を超えるもの
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	用途面積が1,000m ² を超えるもの
	展示場	
	ホテル、旅館	
	体育館、水泳場、ボーリング場、マージャン屋、パチンコ屋等	
	公衆浴場	
	自動車車庫	
	その他の複合施設	
公共交通機関の施設	共同住宅	1棟について50戸を超えるもの
	鉄道の駅、軌道の停留所、港湾旅客施設、空港旅客施設で建築物以外の部分	すべてのもの
	国道、県道、市町村道	
公園	都市公園、児童遊園、遊園地、動物園、植物園	